

鎌ヶ谷市自治会連合協議会委員会規則

(趣旨)

第1条 鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約第26条に基づき、委員会の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 本会に常設委員会と特別委員会を置く。

(常設委員会の名称及び業務)

第3条 常設委員会の名称及び業務は、次のとおりとする。

総務会

- (1) 規約及び規則に関すること
- (2) 表彰及び慶弔に関すること
- (3) 総会及び自治会長会に関すること
- (4) 会議及び文書事務に関すること
- (5) 渉外に関すること
- (6) 下総基地に関すること
- (7) 自治会加入促進の企画及び事業計画に関すること
- (8) 役員の選出方法に関すること
- (9) 運営方針や重要事項に関すること
- (10) 他の委員会に属さないこと

環境委員会

- (1) 保健衛生及び環境保全に関すること
- (2) ごみ処理に関すること
- (3) その他環境美化に関すること

広報委員会

- (1) 自連協ニュースの発行に関すること
- (2) ホームページに関すること
- (3) その他自連協のPRに関すること

福祉委員会

(1) 地域福祉に関すること

安全委員会

(1) 地域の防災防犯に関すること

(特別委員会)

第4条 特別委員会は、必要の都度会長が設置するものとし、目的の達成をもって解散する。

(委員の構成及び選出)

第5条 常設委員会(総務会を除く)は、会長が指名した理事及び地区自治会が常設委員推薦書(別記第1様式)で推薦した者が、各委員会の委員となり、各委員会とも35名以内をもって構成する。

第5条の2 総務会は、役員(監事を除く)と常設委員会各委員長、並びにその他会長が特に指名した理事で構成する。なお、指名する場合は理事会に報告する。

(議決)

第6条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため委員会が開催できない場合は、招集することなく、提案事項について書面をもって表決し、議決することができる。ただし、成立条件等は前項を適用する。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に次のとおり、委員長及び副委員長を置く。

委員長 1名

副委員長 3名以内

(委員長及び副委員長の選出)

第8条 各委員会(総務会を除く)の委員長及び副委員長の選出は、次の定めによる。

(1) 委員長は、理事の中から委員会が選出する。ただし、会長は兼務できない。

(2) 副委員長は、理事の中から委員会が1名選出し、2名以内は委員の互選による。

第8条の2 総務会の委員長及び副委員長の選出は、次の定めによる。

(1) 委員長、副委員長は、理事の中から総務会が選出する。ただし、会長は兼務できない。

(2) 副委員長は、自治会加入促進における事業の実行委員長を兼ねる。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長及び副委員長の職務は、次の定めるところによる。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会を掌握する。
- (2) 委員長は、委員会を招集する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 各委員会(総務会を除く)の委員長は、委員会の議決事項及び重要事項について、会長に報告する。
- (5) 総務会の委員長は総務会の議決事項及び重要事項について理事会に提言する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、常設委員変更届(別記第2様式)を提出する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月21日から施行し、改正後の鎌ヶ谷市自治会連合協議会委員会規則は、平成2年2月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月16日から施行する。

鎌ヶ谷市自治会連合協議会
会長 様

地区自治会名 _____

常設委員会等委員変更届

鎌ヶ谷市自治会連合協議会委員会規則に基づき、 年度に推薦した委員について、
(変更はありません。 ・ 下記のとおり変更します。)

記

【変更前】

委員会名	氏 名	郵便番号	住 所	電 話

【変更後】

委員会名	ふりがな 氏 名	郵便番号	住 所	電 話
			
			
			
			
			